

大多喜町中小企業事業者等物価高騰対策 支援事業補助金のご案内

申請期間：令和4年11月1日（火）～令和4年12月28日（水）

- 大多喜町中小企業事業者等物価高騰対策支援事業補助金（**1事業者あたり5万円上限**）は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに使用した燃料費及び光熱費の合計額が、前年同月に使用した燃料費及び光熱費の合計額と比較して**2万円以上増加**している事業者に支援する補助金です。（補助金を受給するためには、**手続きが必要**です。）

補助金の支給額

1事業者あたり上限 **5万円**

※詳細は裏面参照

補助金の支給時期

大多喜町商工会が補助金交付申請書兼請求書を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象となる事業所（いずれにもあてはまる事業所）

- (1) 次のアからウのいずれかの該当する者であること。
 - ア 法人にあっては、町内に事業所を有していること。
 - イ 本町の住民基本台帳に登録されている者にあつては、町内に事業所を有していること。ただし、町外に事業所を有している者にあつては、大多喜町商工会の会員であり、かつ、事業所の所在市町村から同様又は類似した他の補助金等の交付を受けていないこと（交付予定者を含む。）。
 - ウ 本町以外の住民基本台帳に登録されている者にあつては、町内に事業所を有し、かつ、大多喜町商工会の会員であること。
- (2) 令和3年4月1日以前に開業しており、今後も継続して事業を行う意思があること。
- (3) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに使用した燃料費及び光熱費の合計額が、前年同月に使用した合計額と比較して**2万円以上増加**していること。
- (4) 令和3年分の税務申告を行っていること。
- (5) 町税に滞納がないこと。
- (6) 国、県及び本町を除く他の公共団体が設立した事業者又は国、県及び本町を除く他の地方公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、若しくは拠出している事業者でないこと。
- (7) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業及び個人事業主（農林業、漁業、医療及び福祉を営む個人及び法人は含まない）

補助金申請手続きや支給額の詳細は裏面をご確認ください。

補助金の申請手続き

補助金交付申請（提出先：大多喜町商工会）

- 大多喜町中小企業事業者等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書
- 大多喜町中小企業事業者等物価高騰対策支援事業補助金支給要件確認書
- 誓約書
- 個人事業主の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証の写し等）
- 使用した燃料費及び光熱費が確認できる書類（領収書、帳簿の写し等）
- 次のいずれかの書類
 - ア 法人にあつては、令和3年の確定申告書別表第1表の控えの写し及び法人事業概況説明書の控えの写し
 - イ 青色申告を行っている個人事業主にあつては、令和3年の確定申告書第1表の控えの写し及び所得税青色申告決算書の控えの写し
 - ウ 白色申告を行っている個人事業主にあつては、令和3年の確定申告書第1表の控えの写し
- 確定申告書で町内の事業所の所在地が確認できない場合は、町内で事業を営んでいることが証明できる書類（登記簿謄本の写し等）
- 振込口座の情報が確認できる書類（通帳の写し等※両面）



補助金支給額の詳細


令和4年4月1日～令和4年9月30日までに使用した燃料費及び光熱費の合計額から前年同月に使用した燃料費及び光熱費の合計額を差し引いた金額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てた額）又は5万円のいずれか低い額。

お問い合わせ・申請窓口

【お問い合わせ・申請窓口】

大多喜町商工会

「中小企業事業者等物価高騰対策支援事業補助金」窓口

 **0470-82-2538**


受付時間 毎週：月・水・金曜日

10：00～16：00（祝日除く）

【お問い合わせ】

大多喜町役場 商工観光課 商工労政係

「中小企業事業者等物価高騰対策支援事業補助金」窓口

 **0470-82-2176**

受付時間 役場開庁日の8：30～17：15

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用